

## 教員の採用人事に係る再公募及び公募期間延長等の取扱いについて

平成31年2月28日  
学 長 裁 定

国立大学法人琉球大学教員選考通則第7条の規定に基づく公募要項の作成に関連して、本学における再公募及び公募期間延長の考え方を整理し、以下のとおり取り扱うものとする。

- 1 「再公募」とは、審査・選考を行った結果適格者なしと判断された場合、又は応募者がいない場合に、公募要項の内容を大幅には変更せずに再度公募を実施することをいう。
- 2 「公募期間延長」とは、応募者がいない又は少数である場合に、審査・選考を行わずに応募者を留保しつつ、公募要項の内容を大幅には変更せずに公募期間の延長を実施することをいう。
- 3 学部等の長は、再公募又は公募期間延長を要する場合、修正した公募要項案を添えて学長へ申請し承認を得るものとする。ただし、公募要項の内容について実質的に変更がない場合は、申請を省略し、報告とすることができる。
- 4 再公募及び公募期間延長は、合計2回まで可とする。
- 5 学部等の長は、2回目の再公募及び公募期間延長を行っても人事が成立しなかった場合は、当該採用人事について再検討し、その結果を学長へ報告するものとする。
- 6 学部等の長は、上記3の場合において、公募要項の内容について大幅な変更であると学長が判断したときは、新たな教員採用（昇任）人事申出書を提出するものとする。

附 則（平成31年2月28日）

この取扱は、平成31年2月28日から施行する。